

第7 粉末消火設備（令第18条、規則第21条、条例第49条、昭和51年告示第2号及び第9号、平成7年告示第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号関係）

1 固定式の粉末消火設備

(1) 全域放出方式の粉末消火設備

ア 消火剤

消火剤の成分及び性状は、「消火器用消火剤の技術上の規格を定める省令」（昭和39年自治省令第28号）第7条に適合した検定品であること。

イ 貯蔵容器の設置場所

第5 不活性ガス消火設備2(1)イを準用すること。

なお、第5 不活性ガス消火設備2(1)イ(㉔)の規定の「二酸化炭素又はイナートガス消火剤の貯蔵容器置場」を「粉末消火剤の貯蔵容器置場」と読み替えること。

ウ 貯蔵容器の性能

(ア) 貯蔵タンクは、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）により定められた「圧力容器の構造」の板厚算定基準に適合するものであるほか、最高使用圧力の1.5倍以上の耐圧試験に合格したもの又は貯蔵タンクに加わる圧力が1.0MPaを超えるものにあつては、高圧ガス保安法に定める基準に適合した圧力容器であること。

(イ) 貯蔵容器等は、消火剤が円滑に流動し、かつ、放出用ガスが分離しにくいもので、使用した場合充てん量の90%以上を放出できる構造のものであること。

エ 選択弁等

規則第21条第4項第11号に規定する選択弁は、認定品とするほか、第5 不活性ガス消火設備2(1)エ(イ)及び(㉔)を準用すること。●

オ 放出弁

規則第21条第4項第3号ニ及び同項7号ホ(ハ)の放出弁は、認定品とすること。●

カ 容器弁等

規則第21条第4項第3号ロ及びハ、第5号の2並びに第12号に規定する容器弁、安全装置及び破壊板は、認定品とすること。●

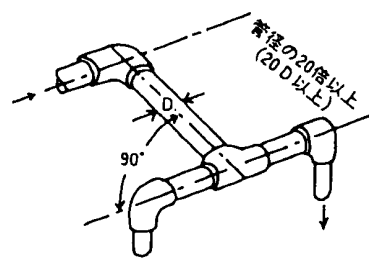
キ 容器弁開放装置

第5 不活性ガス消火設備2(1)キを準用すること。

ク 配管

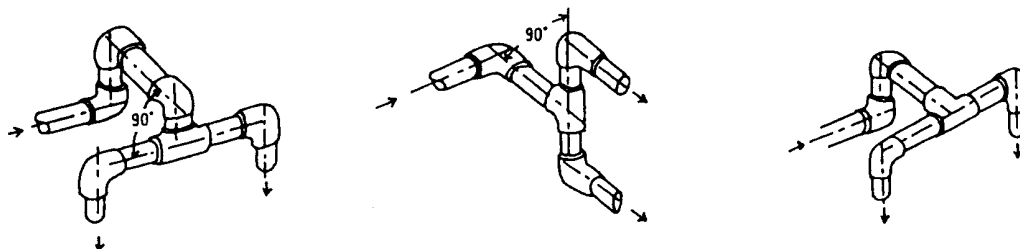
規則第21条第4項第7号の規定及び第5 不活性ガス消火設備2(1)ク(ア)から(㉔)までによるほか、次によること。

(ア) 同時放射した場合に、噴射ヘッドの放射圧力が均一になるように、噴射ヘッドの取付枝管に至るまでの配管をトーナメント方式にすること。



第7-1図

- (イ) 配管を分岐する場合は、第7-1図のような貯蔵容器又は貯蔵タンク側にある屈曲部から分岐管までの長さを、当該管径の20倍以上とすること。
- (ウ) 規則第21条第4項第7号へのただし書の措置とは、第7-2図の配管の組合わせ又は特別継手を用いる場合をいうものであること。



第7-2図

ケ 噴射ヘッド

規則第21条第1項第3号に規定する噴射ヘッドは、認定品とすること。●

コ 防護区画の構造等

第5 不活性ガス消火設備2(1)コ((シ)から(ソ)までを除く。)を準用すること。

サ 制御盤等

第5 不活性ガス消火設備2(1)シ((ウ)及び(エ)を除く。)を準用すること。

シ 圧力調整器

- (ア) 圧力調整器には、指示圧力が一次側にあつては24.5MPa以上、二次側にあつては調整圧力に見合った圧力計を取り付けること。
- (イ) 容器開放の際、二次圧力をおおむね1.5MPaないし2.0MPaに減圧し、貯蔵容器等に導入すること。
- (ウ) 圧力調整器は、有効放出時間において、放射圧力の15%減まで維持できる流圧性能を有するものであること。

ス 定圧作動装置

規則第21条第4項第9号ハに規定する定圧作動装置は、認定品とすること。●

セ 起動装置

第5 不活性ガス消火設備2(1)スを準用すること。

ソ 音響警報装置

規則第21条第4項第15号に規定する音響警報装置は、認定品とするほか、第5 不活性ガス消火設備2(1)セ((イ)jを除く。)を準用すること。●

タ 保安措置

規則第21条第4項第16号に規定する「保安のための措置」は、第5 不活性ガス消火設備2(1)タ((ウ)bを除く。)を準用すること。

チ 非常電源、配線

第5 不活性ガス消火設備2(1)チを準用すること。

ツ 総合操作盤等

第2 屋内消火栓設備8を準用すること。

(2) 局所放出方式

ア 設置場所

令第13条第1項又は規則第20条第4項第1号に定めるところにより全域放出方式とすることとされた部分

以外の部分で、予想される出火箇所が特定の部分に限定され、全域放出方式又は移動式の消火設備が不適当と認められた場所。

イ 消火剤

(1) アによること。

ウ 貯蔵容器の設置場所

(1) イによること。

エ 貯蔵容器の性能

(1) ウによること。

オ 選択弁

(1) エによること。

カ 放出弁

(1) オによること。

キ 容器弁等

(1) カによること。

ク 容器弁開放装置

(1) キによること。

ケ 配管等

(1) クによること。

コ 噴射ヘッド

規則第21条第2項第2号に規定する噴射ヘッドは、認定品とすること。●

サ 制御盤等

(1) サによること。この場合、遅延装置を設けないことができる。

シ 圧力調整器

(1) シによること。

ス 定圧作動装置

(1) スによること。

セ 起動装置

(1) セによること。

ソ 音響警報装置

(1) ソによること。

タ 非常電源、配線

(1) チによること。

チ 総合操作盤等

第2 屋内消火栓設備8を準用すること。

2 移動式

(1) 設置場所

第5 不活性ガス消火設備3(1) bを準用するほか、別記「機械式駐車装置の取扱いについて」によること。

ただし、防火対象物の部分（内部）に設置する場合は、床面の上で2段までのものに限ること。

(2) ホース等

規則第21条第5項第3号に規定するホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、認定品とすること。

●

(3) 位置

第5 不活性ガス消火設備 3 (3)を準用すること。

(4) 操作方法

第5 不活性ガス消火設備 3 (4)を準用すること。

(5) 放出弁

規則第21条第5項の放出弁は、認定品とすること。●

3 表示

第5 不活性ガス消火設備を準用する場合の各表示については、「不活性ガス消火設備」等を「粉末消火設備」等として表示すること。

別記

機械式駐車装置の取扱いについて

1 消防用設備等の設置単位について

(1) 令第13条に規定する「機械式駐車装置で10台以上収容するもの」とは、次のものが該当するものとして取り扱うこと。

ア 単独の機械式駐車で10台以上収容するもの

イ 複数の機械式駐車装置がある場合で、相互間が6 m以下となるものの合計で10台以上収容するもの

(2) (1)イで同一の機械式駐車装置として取り扱うもののうち、次の場合は、それぞれ別の単位として取り扱うこと。

ア 地下ピット内に複数の機械式駐車装置を設け、その内部を耐火構造（1時間耐火）の壁で区画した場合。
（別添図1参照）

イ 屋内駐車場内に複数の機械式駐車装置を設け、その内部を耐火構造（1時間耐火）の壁で区画した場合。
（別添図2参照）

(3) (2)ア又はイの適用の際、次のものにあつては、有効に区画されているものとして取り扱うことができること。

ア 電気配線が建築基準法施行令第112条第20項に規定する措置を施して貫通しているもの

イ 雨水処理のためのドレーンが(2)ア又はイの適用範囲外で集合的に処理されているもの（別添図3、4参照）

2 消火設備の設置について

(1) 地下ピット1層部分及び地上部分

次のいずれかによること。

ア 通路、消火足場*等から全ての車両に接近できる*ものは、地盤面、消火足場等の操作の支障のない位置に、駐車スペースの各部分を水平警戒できるよう消火設備を設置すること。ただし、地上3段以上の部分についてはホースの延長距離を考慮し各部分まで有効な消火ができるよう設置すること。（別添図5参照）

なお、地下ピット1層部分については上記のほか次によること。

(ア) 地盤面から消火剤を放射できるようノズル放射口等を設けること。

(イ) 車両に接近できない部分は、下記(2)イによること。

*** 消火足場は2段以内ごとに設置すること。**

*** 接近できるとは、消火活動する通路や消火足場等から周囲1台分までとする。以下同じ。**

イ 車両が火災になった場合であっても、地盤面の消火可能な位置（接近できる位置とする。）に当該車両を移動することができるように制御盤、電動機、駆動装置及び配線等について耐火耐熱保護*を施したものは、地盤面の操作の支障のない位置に駐車スペースの各部分を水平警戒できるよう消火設備を設置すること。
（別添図6参照）

*** 耐火耐熱保護については、炎上中の車両を消火可能な位置に移動するために可動することとなるパレット等全てに施すこと。**

(2) 地下ピット2層以下部分

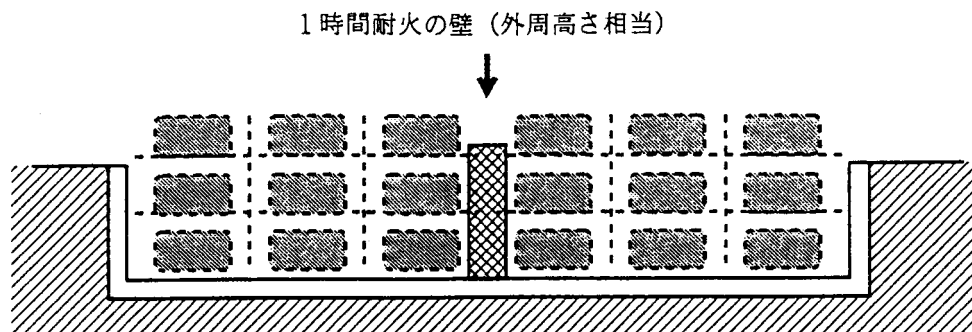
次のいずれかによること。

ア 地下ピット部分が昇降のみによって車両が移動するものは、前(1)イによること。(別添図7参照)

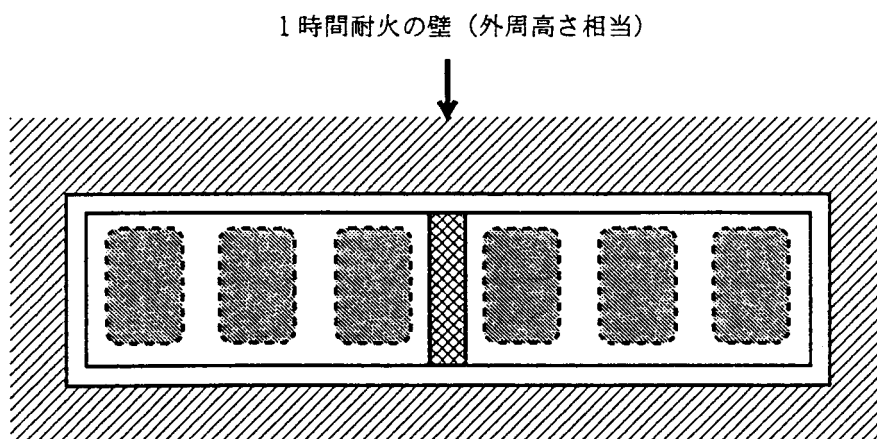
イ 地下ピット2層部分については、消火剤の放出のための配管等を設け、駐車スペースの各部分まで有効な消火ができるような対策を講じたものは、地盤面の操作の支障のない位置に駐車スペースの各部分を水平警戒できるよう消火設備を設置すること。

地下ピット内部を耐火構造の壁で区画する場合

(1) 断面図

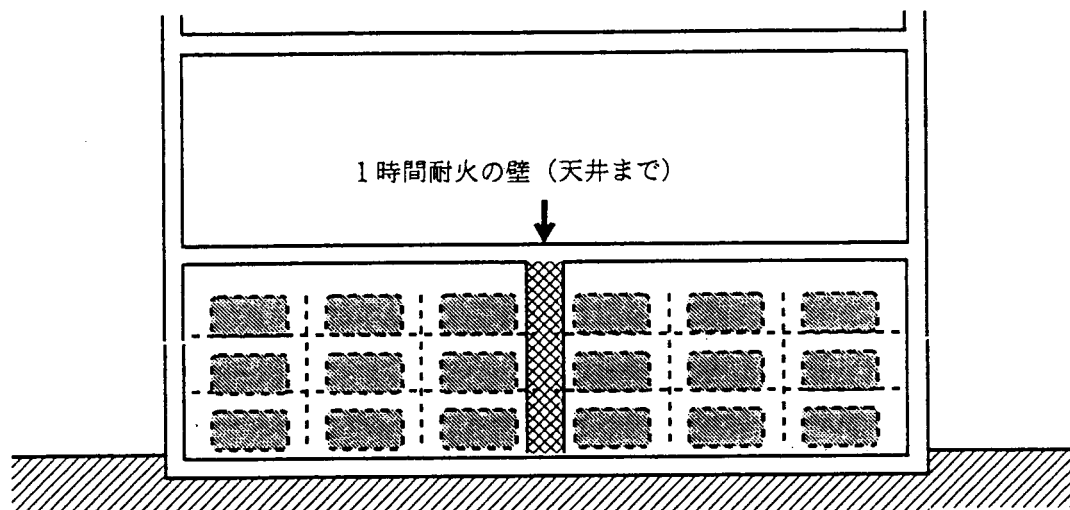


(2) 水平投影図

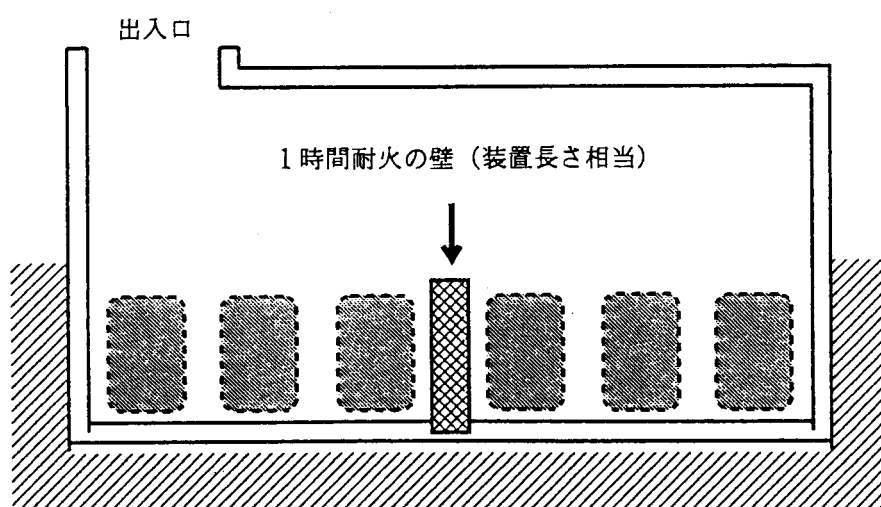


屋内駐車場内部を耐火構造の壁で区画する場合

(1) 断面図

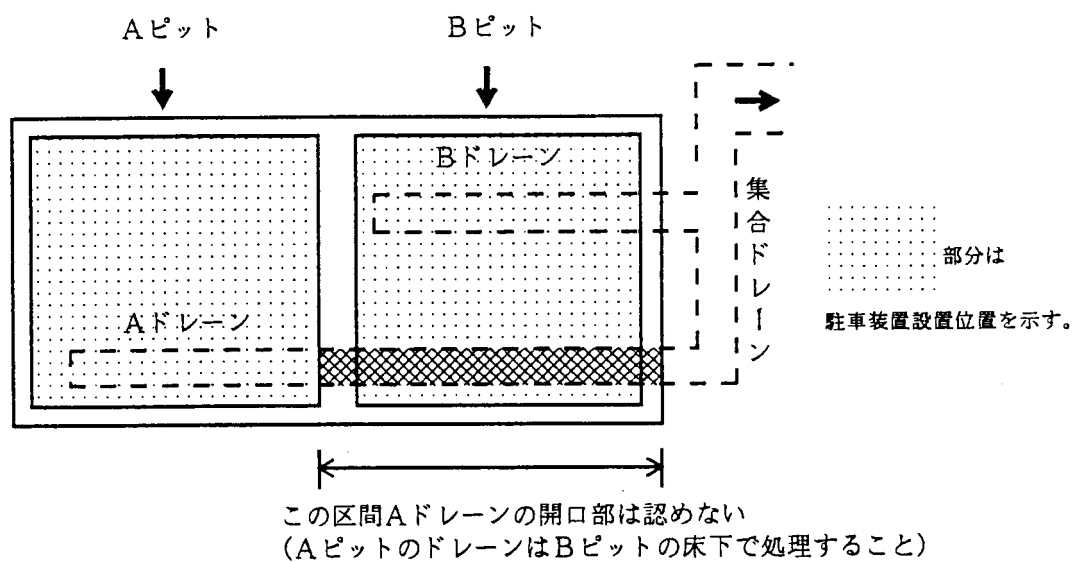


(2) 水平投影図

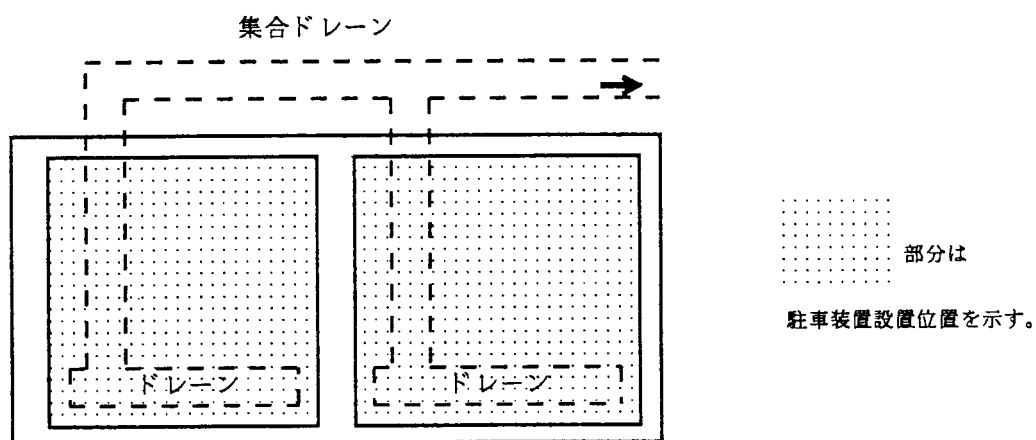


地下ピット内駐車場集合ドレーン施工例（水平投影図）

(1)

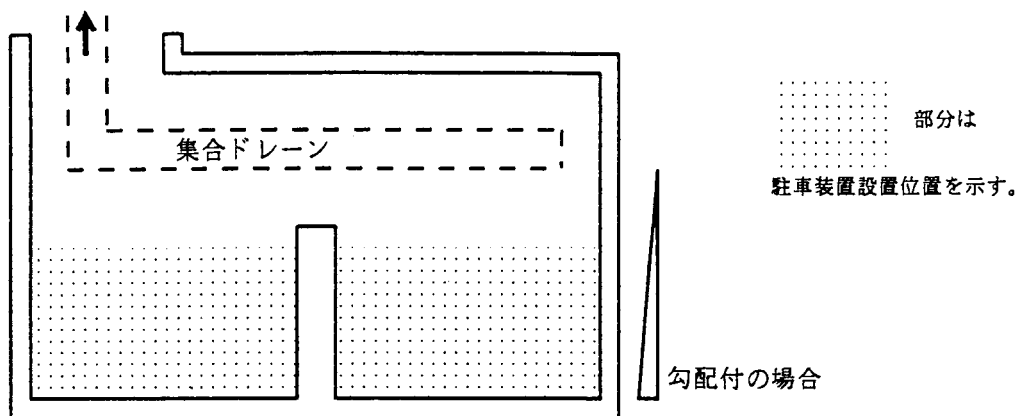


(2)

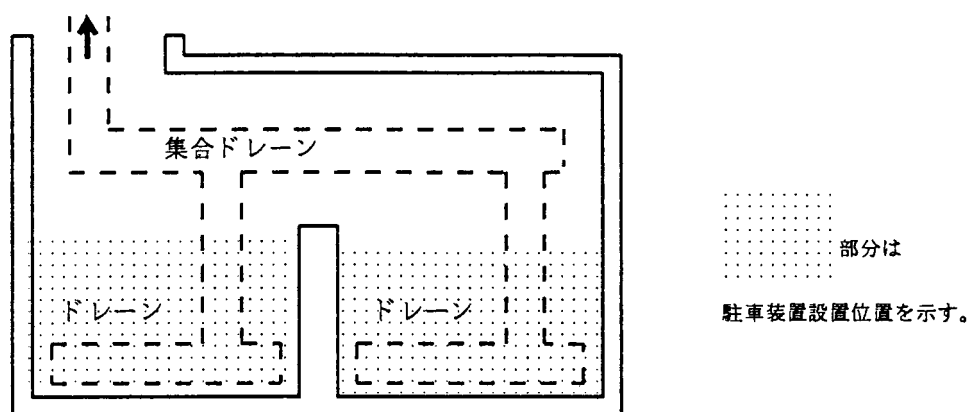


屋内駐車場集合ドレーン施工例（水平投影図）

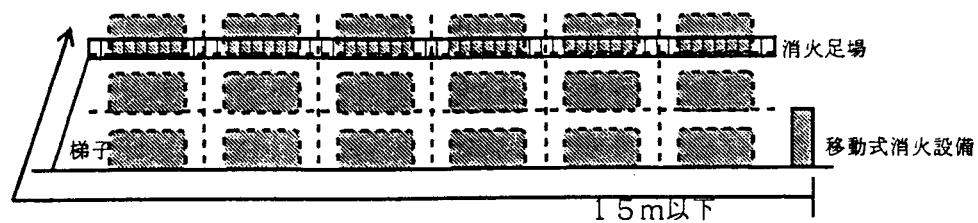
(1)



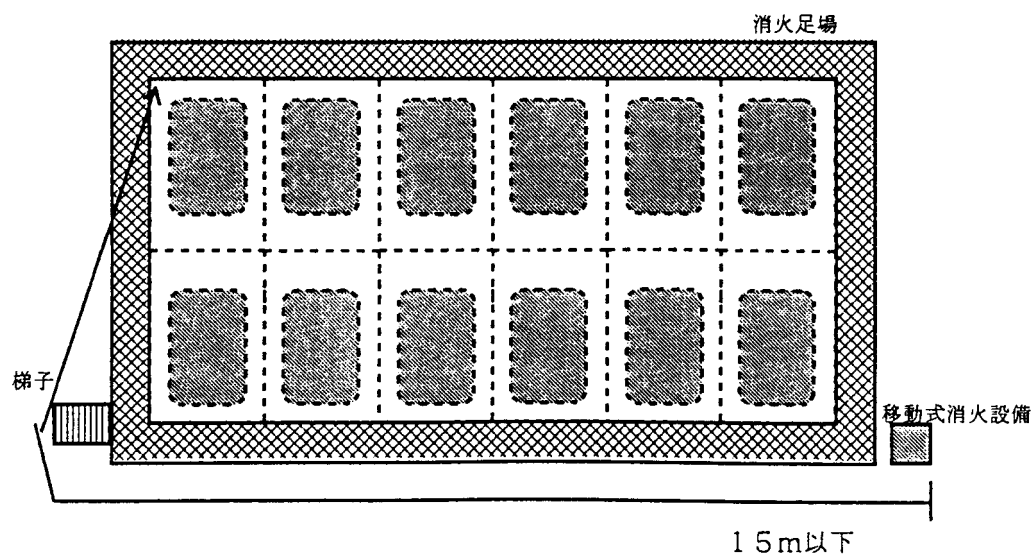
(2)



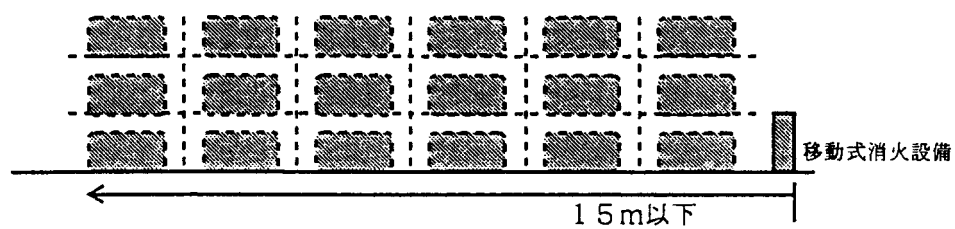
(1) 正面図



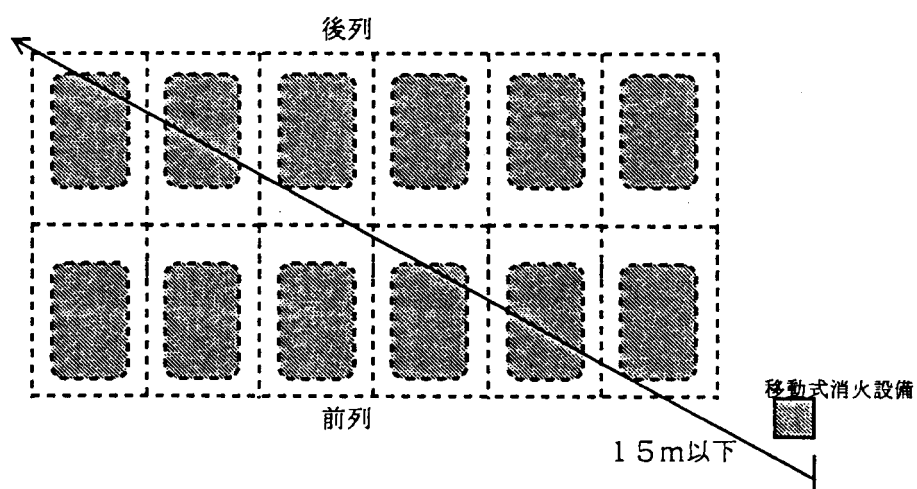
(2) 水平投影図



(1) 正面図

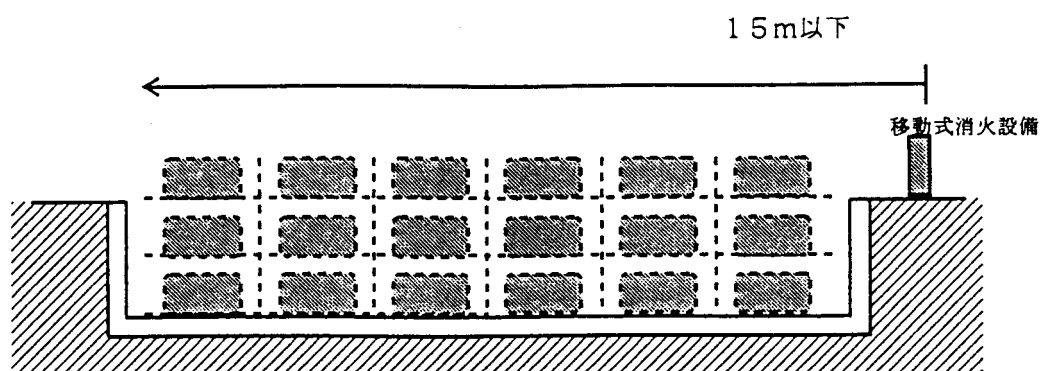


(2) 水平投影図

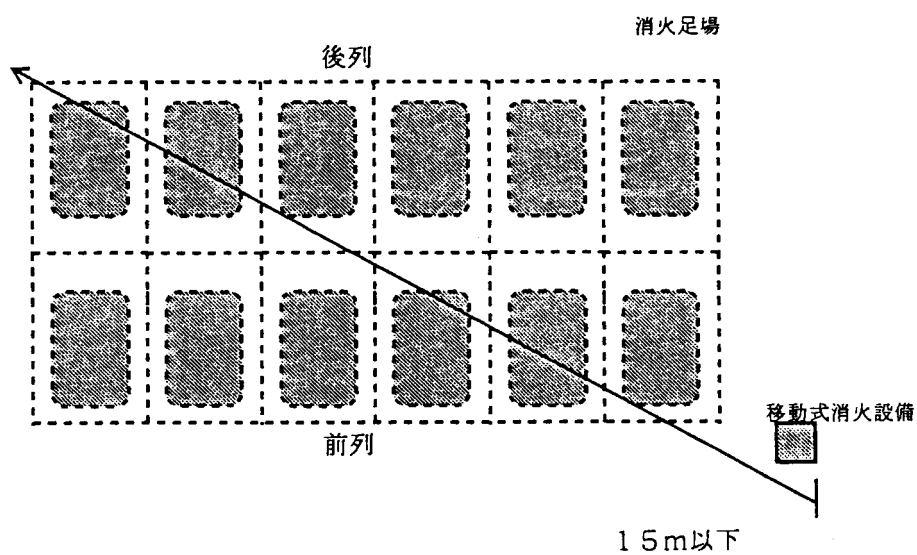


* 後列の車両に通路等で接近できない場合は、前列まで車両を移動できること。

(1) 正面図



(2) 水平投影図



* 後列の車両に通路等で接近できない場合は、前列まで車両を移動できること。